

障がい者雇用の推進に関する協定に基づく施行要領

1 趣旨

この要領は、平成 27 年 12 月 18 日付けで締結した障がい者雇用の推進に関する協定の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

2 実施体制に関すること

(1) 掛川市福祉課（以下「福祉課」という。）における支援体制

ア 掛川市福祉政策係・就労支援員（元障がい者新規就労 500 人サポート推進室職員）
5 人

（ア）福祉課福祉政策係長

（イ）福祉課福祉政策係担当

（ウ）福祉課福祉政策係就労支援員 3 人

イ 相談窓口 福祉課内に設置

(2) 掛川公共職業安定所（以下「安定所」という。）における支援体制

ア 求人専門援助部門 3 人

（ア）統括職業指導官

（イ）上席職業指導官

（ウ）就職支援コーディネーター

イ 相談窓口 安定所内に設置

3 就労支援の役割分担、連携協力方法等

(1) 支援対象者

障がい者を有する者の内、就労能力、就労意欲を一定程度有し、就労による自立の可能性が見込める者

(2) 役割分担

ア 福祉課

市は、支援対象者から登録票（様式第 1 号）を徴取し、安定所等の就労関係機関との連携により就労支援を行う

イ 安定所

福祉課及び関係機関と連携したチーム支援（※）により、支援対象者にふさわしい求人情報の提供、職業相談、職業紹介、職業訓練の斡旋、求人開拓、就職支援コーディネーターによる指導等を適切に実施し、必要に応じて就職後の定着支援を行う

※ 支援対象者に対して、安定所が中心となって、福祉課、その他関係機関がチームとなり、就職から職場定着まで一貫して実施する支援

(3) 個別役割分担、連携方法等

ア 福祉課

（ア）就労支援及び個人情報の取り扱いに関する同意書の徴取

（イ）支援対象者の選定及び安定所への福祉課の同行による連携

（ウ）支援対象者の求人情報の検索・収集を支援

(エ) 安定所等が実施する支援対象者の就労を推進するための行事等に対する協力・支援

(会場や駐車場の確保、人員派遣、広報等)

(オ) 特別支援学校等の新卒者に対する就職に関する相談・支援

イ 安定所

(ア) 職業相談、職業紹介

(イ) 支援メニューの実施（障害者トライアル雇用の活用・公的職業訓練の斡旋等）

(ウ) 国・県等が行う障がい者就労事業に係る制度・助成金等の周知・広報

(エ) 支援対象者の就職後の定着支援

(オ) 求人開拓等を目的とする事業所訪問

(カ) 福祉課への求人情報の提供（随時、FAXによる提供）

(キ) 福祉課への掛川市内における就職実績等に関する情報の提供

(ク) 福祉課が実施する支援対象者の就労を推進するための行事等に対する協力・支援

4 就労支援に関する目標等

平成 28 年度末の目標を平成 25 年度当初からの障がい者の新規就労者 500 人とし、その後は各年度、掛川市雇用対策協定に基づく事業計画による。

附則

この要領は、令和 2 年 2 月 18 日から施行する。